

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.3. Vol.13

# 顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『亡き義理の叔母の相続人と連絡を取りたい②』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『お客様の声』、『地域金融機関の職員様の声』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー  
行政書士 銚立 榮一朗  
(ほこだて えいいちろう)  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー  
事務所代表者ブログを執筆中！  
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

## <ごあいさつ>

ほこだてです。

東日本大震災により被害に遭われた方、また、ご家族やご友人が被害に遭われているという方、心からお見舞い申し上げます。

余震や計画停電が続く中、皆さまの仕事や生活面にも少なからず影響が出ているものと存じます。

そんな中、不安を感じている地域住民、特にご年配者や個人事業主・企業にとって、定期的に訪問してくれる地域金融機関の存在は大きいはず。

「今できることは何か?」。私個人としては、節電・寄付・消費・地域コミュニティ活動の運営など。そして、自分の仕事を通じて、微力ながら復興に貢献して行きたいと思います。

## <サポート事例>

### 『亡き義理の叔母の相続人と連絡を取りたい②』

2010.12.Vol.10 号のニュースレターでご紹介した「相続人確定のための戸籍調査」の案件が、先日無事クローキングしました。(『亡き義理の叔母の相続人と連絡を取りたい』)

#### <案件の概要>

昨年5月、依頼者であるTさんの亡き叔父の夫人、Kさんがお亡くなりになりました。Kさんは生前一人暮らしで身寄りのない方だったので、日常的に親交のあったTさんが、Kさんの葬儀費用等の代金を立替えました。Tさんは、これらの立替えた代金を、Kさんが遺された預金から清算したいと考えていましたが、そのためには、Kさんの相続人を確定する必要がありました。そこで、正当な

理由を有する第三者からの請求ということで、相続人確定のための戸籍調査業務を当事務所が受託しました。Tさんから委任状をいただき、Kさんの戸籍をさかのぼっていく中で、お一人、Kさんに子供さんがいらっしゃる事が判明。最終的に、相続人はその方お一人ということで確定しました。Tさんは、その相続人の方と連絡を取り、これまでの事情をご説明し、払い戻し手続を実際に進めてもらうようお願いするはずでした。

#### <その後>

Tさんは相続人の方にお手紙を出し、これまでの事情をご説明しました。しかし、先方にも様々なご事情があり、最終的にその相続人の方は相続放棄を選択されました。これにより、第一順位の

## ＜サポート事例＞

相続人がはじめからいなかったことになり、再度、次順位の相続人を確定しなければならなくなりました。第二順位の相続人（親・祖父母）はすでにお亡くなりになっています。とすると、相続人は第三順位である兄弟姉妹と甥姪までです。兄弟姉妹は6人いて、皆、明治生まれ。ご存命であれば100歳以上です。先々の手続のことを考えて、甥姪の方で、ご年齢が比較的若く、住所が近くて連絡の取りやすい方を探ることになりました。

### 『10ヶ月越しで案件がクロージング』

今年に入ってから戸籍の調査を再開したところ、他県ですが、Tさんの自宅から一番近くにお住まいの甥Sさんの所在が判明。さっそくTさんからお手紙を出したところ、Sさんは快く立替え金の

清算をご了承してくださいました。

後日、預金の払い戻し手続きのために甥のSさんが営業店にいらっしゃるということで、私も同席してきました。よくよくSさんのお話を伺うと、お亡くなりになったKさんとは親類関係にはあるが、もう数十年も連絡をとっていないとのこと。それでも、関係者が皆高齢で体が不自由な者が多い中、自分が代表して手続をするほかない。代わりに葬儀をあげてくださったTさんには感謝しています、とおっしゃっていました。そして無事、Tさんの立替え金清算手続が完了したのです。

ご担当の大田区信用金庫次長 T.K 様にとっても、10ヶ月越しでようやく案件がクロージングとなりました。お疲れ様でした。

## ＜相談業務引き出しメモ＞

### 『お客様の声』、『地域金融機関の職員様の声』

#### ＜都内と地方にある財産の相続手続＞

#### ■練馬区貫井 T.O 様 (74 歳)

—ご相談する前、どんなことで困っていましたか？

昨年亡くなった妻の相続手続を進めていました。途中まで自分で書類を揃えていたのですが、書類が足りなかったり、一々取り寄せたりして大変だったので、最後のところは専門家にやってもらおうと思っていました。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

取引のある信用金庫で預金の払い戻し手続をしていたとき、担当の方からほこだてさんを紹介して

もらいました。

—実際に依頼されてみていかがでしたか？

自分でやるより間違いがないし、楽でよかった。おかげで助かりました。

#### ■練馬区 信用金庫 次長 Y.I 様

—実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？

お客様のニーズとして相続などで困っていらっしゃる方がいても、信用金庫の職員の場合、知識はあっても、自分であれこれやってしまうと法令に引っかかってしまうという現実がある。専門的な知識を持つプロに任せれば、問題の解決に向けてお客様を正しく導いてくれるという安心感があります。ほこだてさんにバトンタッチできると、こちらとしてもとても助かります。

## ＜編集後記＞

昨年3月にスタートしたこのニュースレターが、本号で何とか1周年を迎えることができました。毎月月初め、遅くとも10日までには発行するつもりなのですが、最近では遅れ遅れで月末ギリギリになることがほとんど。いつもあせりながら執筆しております。今後も地域金融機関の職員様にお役に立つ情報を提供できるように頑張りますので、ご愛読のほどよろしくお願いたします。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

#### ＜主要業務＞

##### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

##### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

##### ■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に  
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

**行政書士 ほこだて法務事務所**

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子  
『間違いのない遺言書  
の書き方 5つのチェック  
ポイント』  
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> ☞ ほこだて法務事務所 検索